

Partnerize パートナー規約

本規約及び「附則－パートナー・ガイドライン」（適宜更新あり）は、Partnerize の商号で営業を行う Performance Horizon Group Limited（会社番号：07188234）（以下、「Partnerize」という）とお客様（以下、「パートナー」という）との間の合意内容を定めるもの（以下、「本契約」という）であり、お客様が本サービス（定義は後述）、広告主ネットワーク及び広告主ネットワーク内の各キャンペーンを利用する際に適用されます。パートナーは、下記のチェックボックスにチェックを入れることにより、本契約の条件に同意するとともに、次のことを保証及び表明するものとします。

- パートナーが個人の場合は、本契約を締結する能力及び権限を有すること。
- パートナーが組織体の場合は、本契約が、パートナーの代表者としてかかる契約を締結する権限を有する者によって署名されること。

1. ユーザー及び注文のトラッキング

- 1.1. Partnerize は、Partnerize 及び Partnerize のパートナー（広告主を含む）が紹介をトラッキングできるリンクを作成し、これをパートナーに提供するものとします。
- 1.2. パートナーは、Partnerize の書面による指示に従い自らのサイト内にリンクを実装し、リンクが完全に機能する状態を常に維持し、Partnerize の書面による指示に従ってその更新を確実に実施する必要があります。

2. 支払い

- 2.1. Partnerize は、パートナーがサイト内にリンクを実装する対価として、承認済みトランザクションにつながる紹介に関してコミッションを支払うものとします。
- 2.2. 本条に規定する条件以外の各キャンペーンのコミッションに適用される条件は、支払条件やコミッションの水準等を含め、各広告主が定めることをパートナーは確認するものとします。
- 2.3. Partnerize は、次の二つの条件が充足されてから 1 営業日（イギリスの平日を基準とする）以内に、コミッション用の資金をパートナーが利用できる状態にするものとします。
 - a) Partnerize が決済可能な状態で広告主から資金を受け取ったこと。
 - b) Partnerize が、当該コミッションの支払いに当該資金を使用するよう広告主から指示を受けていること。
- 2.4. Partnerize が広告主から対応する資金及び支払指示を受領していない場合、パートナーはコミッションについて Partnerize に対する請求ができないものとします。
- 2.5. パートナーが該当する全ての広告主から獲得したコミッションの合計額が、各通貨につき 1 か月当りの最低支払金額（20 ポンド／30 ドル／30 ユーロ）を上回った場合のみ、パートナーに対するコミッションの支払義務が発生するものとします。その他の全ての通貨の最低支払金額は、要求に応じて一覧表が提供されます。なお、1 か月間のコミッション獲得額がかかる最低支払金額を下回る場合は、翌月に繰り越されるものとします。
- 2.6. パートナーが資金を引き出さない場合、又は電子的に資金を送金するために必要な情報をパートナーが Partnerize に提供しない場合、パートナーは以下の手続きが適用されることを確認し、承諾するものとします。
 - a) パートナーにより請求書が作成済みであるが、Partnerize が送金できない状態になっている場合
 - i) Partnerize は、パートナーのアカウントに対する支払いが不可能であることを通知するため、パートナーがプラットフォーム内で提供した連絡先情報を利用してパートナーへの連絡を合理的な回数試みます。
 - ii) 請求書作成日から 18 か月経過後、Partnerize は、パートナーがプラットフォーム内で提供した住所宛に、支払いの実行に必要な情報を提供するための期間としてパートナーに 30 日間の猶予を与える通知書を送付します。
 - iii) 通知書の日付から 30 日以内に Partnerize に情報が提供されない場合、Partnerize は引き出されなかったコミッションを Partnerize 自らのアカウント内に保持する権利を与えられ、パートナーは当該コミッションに関する請求権を失います。
 - b) パートナーが請求書を未作成の場合
 - i) パートナーが請求書を作成する対象となる資金が利用可能となった日から 18 か月経過後、Partnerize は、パートナーがプラットフォーム内で提供した住所宛に、請

求書を作成し、支払いの実行に必要な正しい情報をプラットフォームに確実に登録するための期間として、パートナーに 30 日間の猶予与える通知書を送付します。

- ii) 通知書の日付から 30 日以内に請求書が作成されない場合、Partnerize は引き出されなかったコミッションを Partnerize 自らのアカウント内に保持する権利を与えられ、パートナーは当該コミッションに関する請求権を失います。

2.7 パートナーが非倫理的行為（定義は後述）に関与した場合、Partnerize は、非倫理的行為の結果である、又はこれに関係すると判断される承認済みトランザクションに関して支払われた資金の返還を請求する権利を留保します。なお、これにより Partnerize が有する他の救済手段が影響を受けることはありません。過払い、誤払い、詐欺的行為の結果としての支払いや、詐欺的行為を伴う支払い等、支払いを正当化できないコミッションがパートナーに支払われている場合、Partnerize は当該コミッションを回収する権利を留保します。Partnerize は、回収及びそのための返済条件に関してパートナーと協議を行うものとし

2.8 Partnerize は、パートナーに代わって VAT インボイスを発行することを英国税務当局より許可されていることを確認します。パートナーは、VAT 登録状況、VAT 課税事業者番号（該当する場合のみ）、住所、組織名等、自らの VAT 課税上の地位に関する最新情報を常に Partnerize に提供し、パートナープラットフォーム内の支払情報が常に正しいことを確認する必要があります。よって、パートナーは次の事項に同意するものとします。

- a) 獲得したコミッションについて、Partnerize に VAT インボイス発行しないこと。
- b) 本契約期間中、契約の解除後又は期間満了後を含め、Partnerize が受領した全てのコミッションがパートナーに支払われるまで、Partnerize がパートナーに代わって自己請求型の VAT インボイスを発行すること。

2.9 パートナーが不正確な銀行情報を Partnerize に提出した場合、コミッションの誤払い又は返金について、Partnerize は一切責任を負わないものとします。

2.10 パートナーが、キャンペーンのトラッキングに使用された通貨以外の通貨での支払いを求める場合、Partnerize は、合理的な市場の為替レートを使って、広告主が元の通貨で支払ったコミッションを、求められた通貨に換算するものとします。

3. 知的財産のライセンス

3.1. 各当事者は、本サービスの提供及びパートナーが参加するキャンペーンの運用のみを目的として、その保有する知的財産を使用、複製及び表示するため の非独占的、取消可能、サブライセンス可能、ロイヤルティフリーのライセンスを他方当事者に付与するものとします。

4. パートナーによる保証

4.1. パートナーは、Partnerize に対し以下の事項を表明し、保証し、約束するものとします。

- a) パートナーサイト、並びに本サービス及び関連する広告主ネットワークを通じた、又はこれに関連したパートナーの行為が、その時々で有効なデータ保護法制、適用される贈収賄防止及び汚職関連法制、並びに適用されるその他一切の法律、規制及び行動規範（修正、再制定、延長及び統合されたものを含む）に準拠していること。パートナーが、本契約に関連して贈収賄又はデータ保護法制違反を認識した場合、速やかに Partnerize に通知すること。
- b) キャンペーンの広告宣伝に際して、常にパートナー・ガイドライン及び業界のベストプラクティスに従うこと。
- c) パートナーサイト、並びに Partnerize の本サービス及び関連する広告主ネットワークを通じた、又はそれらに関連した自らの行為が、マルウェア又はこれと同等若しくは類似のその他のコード若しくは素材を含まないこと、送信しないこと、又はその他の形で伴わないこと。
- d) パートナーサイトの各ページ内に、自らのプライバシーポリシーへのリンクを明確かつ目につきやすい形で設置すること。また、当該プライバシーポリシーが、データ保護法制等の適用法に準拠していること。

5. データ保護

5.1. Partnerize は、自社 Web サイトに随時掲載される自社のプライバシーポリシーに従って、パートナーの個人データを処理するものとします。

5.2. Partnerize は、広告主のマーケティング活動のパフォーマンスをトラッキングし、トランザクションの発生元となったパートナーを識別する目的（以下、「本件目的」という）で、広

告主に代わってユーザーの個人データを処理し、トラッキングコードや Cookie を使用するものとします。パートナーは、Partnerize 及び広告主が適用法令を遵守するためには、パートナーがかかるトラッキング及び処理のために一定の情報開示を行い、一定の同意を得ることが前提であることを理解し、これを確認します。かかる法令遵守を確実なものとするため、パートナーは、ユーザーに関して、Partnerize が本件目的のために以下の行為を行う上で必要な全ての開示を行い、当該行為に対する全ての必要な同意を得るものとします。

- a) トラッキングコード又は Cookie の利用
 - b) ユーザーの IP アドレス及びブラウザの詳細情報の収集
 - c) ユーザーの個人データの処理（ユーザーによるリンクのクリック及びその後の購入に関するデータを含む）
 - d) 広告主、並びに Partnerize 及びその関連会社に対するユーザーの個人データの開示
 - e) ユーザーの居住地域外へのユーザーの個人データの移転
- 5.3. パートナーは、Partnerize との間でユーザーの個人データの処理に関する契約を締結している場合を除き、匿名加工情報のみを Partnerize に渡すものとします。
- 5.4. パートナーによる本条違反は、第 9.3 条(a) にいう本規約の重大な違反に該当します。

6. 補償

- 6.1. パートナーは、本契約により、次の各号の結果として生じる一切の費用、請求、経費、行政処分及び賠償責任（合理的な弁護士費用を含む）について、Partnerize 及び Partnerize の関連会社（各々の取締役、従業員及び代理人を含む）を完全かつ効果的に補償することを約束するものとします。
- (a) パートナーサイトの内容
 - (b) パートナーサイトが知的財産を侵害した結果として生じる、Partnerize に対する第三者からの請求
- 6.2 Partnerize は、本サービスによる知的財産侵害の結果として生じる第三者からの一切の請求について、パートナー（その取締役及び従業員を含む）を完全かつ効果的に補償することを本契約により約束するものとします。
- 6.3 被補償当事者は、第 6.1 条又は第 6.2 条に定める補償範囲内の事項（以下、「請求」という）を補償当事者に通知し、当該請求に関する補償当事者の指示を合理的な範囲で考慮するものとします。

7 Partnerize による保証

- 7.1 Partnerize は、パートナーに対して次のことを保証し、約束するものとします。
- a) 本契約を締結し、本契約の下で求められる行為をするための法人としての完全な権利、権能及び権限を有すること。
 - b) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、自らが当事者である又はその他の形で拘束されるいかなる契約にも違反せず、将来においても違反しないこと。
 - c) 本サービスを通じた、又はこれに関連した Partnerize の行為が、その時々で有効なデータ保護法制、適用される贈収賄防止及び汚職関連法制、並びに適用されるその他一切の法律、規制及び行動規範（修正、再制定、延長及び統合されたものを含む）に準拠していること。Partnerize が本契約に関連して贈収賄やデータ保護法制違反を認識した場合、速やかにパートナーに通知すること。
 - d) パートナーによる Partnerize の知的財産の利用が、いかなる第三者の知的財産権その他の権利も侵害しないこと。
 - e) リンクがパートナーにより正しく実装された場合、リンクによりユーザーが特定のキャンペーンを対象とした正しい広告主のランディングページに誘導され、当該紹介が正確に記録されること。
 - f) 本サービス、及びユーザーに関連するデータ処理が、その時々で有効な全ての適用法令（修正、再制定、延長及び統合されたものを含む）に準拠していること。
 - g) 本リンクによりパートナー又はユーザーがマルウェア又はこれと同等若しくは類似のコード若しくは素材に晒されないよう、Partnerize が合理的なセキュリティ対策を講じていること。

8 免責

- 8.1 パートナーは、本サービスが「現状有姿のまま」提供されること、並びに本サービスの機能、利用可能性若しくは稼働時間に関して、又は本サービスがパートナーの特定の要件に適合していること、若しくはパートナーが当該本サービスを利用した結果としてパートナーに一定の収入若しくはビジネスがもたらされることについて、明示・黙示を問わず、Partnerize が一切保証しないことを確認し、これに同意するものとします。

9 契約期間、契約の終了、契約の停止

- 9.1 本契約は発効日をもって効力を生じ、本契約の条項に従って終了となるまで効力を有するものとします。
- 9.2 いずれの当事者も、3 か月前に通知することにより、本契約を理由なしに解除することができます。通知期間中、パートナーは、パートナーサイトにリンクを掲載する義務を負わないものとします。
- 9.3 Partnerize は、以下の場合、通知をもって本契約を直ちに解除することができます。
- a) パートナーが本規約に対する重大な違反を犯し、当該違反が是正不可能である場合、又は当該違反について書面による通知が行われた後 30 日以内に是正されなかった場合
 - b) パートナーが、12 か月間にわたり、コミッションを獲得していないか、プラットフォームにアクセスしていない場合

10 責任の制限

- 10.1 本契約のいずれの規定も、死亡、人身傷害又は悪意による不実表示を原因とする、又はそれらから生じる損失又は損害について、いずれかの当事者の責任を制限又は排除するものではありません。
- 10.2 いずれの当事者も、本契約の結果として又はこれに関連して生じる逸失利益又は間接損害、付随的損害若しくは結果的損害について、それが契約違反、過失その他いかなる形で生じたかにかかわらず、たとえ当該当事者がかかる損害発生の可能性を知らされていた場合であっても、他方当事者に対して責任を負わないものとします。
- 10.3 Partnerize による本契約の条項違反によりパートナーが被った直接的損害に関する Partnerize のパートナーに対する累積責任は、賠償責任を生じさせた事象から遡った 6 か月間にパートナーが受領した、又はパートナーに対して正当に支払い義務が生じたコミッションの金額を超えないものとし、その上限は 100 万米ドルとします。
- 10.4 第 4.1.c) 条、第 5.2 条、第 6.1 条を除き、パートナーによる本契約のその他の条項違反により Partnerize が被った直接的損害に関するパートナーの Partnerize に対する累積責任は、賠償責任を生じさせた事象から遡った 6 か月間にパートナーが受領した、又はパートナーに対して正当に支払い義務が生じたコミッションの金額を超えないものとし、その上限は 100 万米ドルとします。

11 守秘義務

- 11.1 両当事者は、本契約に基づく自社の義務を履行することを唯一の目的として他方当事者の機密情報へのアクセスが必要で、実質的に類似する守秘義務条項を遵守することに個別に同意した自社の従業員又は代理人以外の者に当該機密情報が漏洩することを防ぐために、合理的な措置を講じるものとします。かかる義務は、本契約の終了にかかわらず存続するものとします。
- 11.2 いずれの当事者も、法律上開示義務を負う範囲内で、又は(i) 違法行為、不正行為、若しくは規制上の要求事項に対する違反のうち報告すべきものに関して規制当局に協力して規制当局に開示する場合や、(ii) 犯罪に関して法執行機関に協力して法執行機関に開示する場合は、機密情報を他方当事者の同意なしに開示することができます。
- 11.3 両当事者とも、広報資料について事前に他方当事者の承認を得ることを条件として、その関係性を公表することができます。かかる承認を不当に保留したり、遅らせたりすることはできません。

12 雑則

- 12.1 いずれかの当事者が、他方当事者に本契約の条項の履行を要求若しくは強制しないこと、又は本契約に基づく権利を行使しないことをもって、当該当事者が、その状況又はその他の状況

において、当該条項又は権利を主張する権利やこれに依拠する権利を放棄したものとは解釈されないものとします。

12.2 本契約は、両当事者間の合意事項を全て定めたものであり、それが過失によるかその他（悪意による不実表示を除く）によるかを問わず、当事者による本契約の主題に関連する従前の全ての同意、声明及び表明に優先します。

12.3 本契約で明示的に規定される場合を除き、本契約の当事者でない者（自然人又は法人）は、1999 年契約（第三者の権利）法に基づき本契約の条項を強制する権利を有しませんが、このことは、同法とは別に存在し又は認められる第三者の権利又は救済手段に一切影響しないものとします。

12.4 本契約のいずれかの条項が何らかの点で無効若しくは違法である場合、又は無効若しくは違法となった場合、当該条項は本契約から分離されたものとみなされますが、残りの条項の有効性、適法性及び執行可能性には影響を及ぼさないものとします。

12.5 本契約の各条項の見出しは便宜上付されているものであり、その解釈に影響を及ぼすものではありません。

12.6 いずれの当事者も、第三者との契約をもって他方当事者を拘束する権利、自らを他方当事者の代理人、パートナー又は合併企業と称する権利、及び他方当事者に代わって義務又は責任を負う権利を有しないものとします。

12.7 本契約が終了した場合（理由の如何は問わない）、その終了後に効力が生じる又は存続すると明示的又は黙示的に規定された条項又は義務は終了せず、両当事者の成立済みの権利及び責任、並びにその他の救済手段も影響を受けないものとします。

12.8 本契約はイングランド法に準拠し、両当事者は取消不能の形でイングランドの裁判所の専属管轄権に服するものとします。

12.9 本契約の正式な原文は英語とします。本契約の英語以外の翻訳版は全て便宜的なものであり、両当事者を拘束するものではありません。本契約の翻訳版と英語版との間に齟齬がある場合は、本契約の英語版が優先するものとします。本契約に基づき実施又は提供されるコミュニケーション及び通知、並びに本契約に関係する又は本契約の下で生じる紛争解決手続は、全て英語によるものとします。

13 定義

本契約において、以下の用語は次の意味を持つものとします。

「広告主」とは、キャンペーンの実施を目的としてシステムを利用するために、Partnerize と契約を締結する第三者を意味します。

「広告主ネットワーク」とは、パートナーが、パートナーサイトを通じて広告主の商品及びサービスをユーザーに広告及び宣伝するために利用できる広告主所有のネットワークを意味します。

「承認済みトランザクション」とは、該当の広告主により承認されたトランザクションを意味します。

「関連会社」とは、Partnerize のグループ会社、並びに Partnerize のグループ会社のいずれかを支配する法人、Partnerize のグループ会社のいずれかの支配を受ける法人、又は Partnerize のグループ会社のいずれかと共通の支配下にある法人を意味します。

「キャンペーン」とは、キャンペーン利用規約に明示された、広告主の商品及びサービスの商業的提案又は商業的提案を組み合わせたものを意味します。

「キャンペーン利用規約」（「プログラム説明書」とも呼ばれる）とは、キャンペーンの主たる条件を意味し、広告主の会社概要、コミッション額、Cookie の有効期間、具体的な条件及びその他の関連情報等を含む場合があります。

「コミッション」とは、パートナーと広告主との間の合意に従い、承認済みトランザクションに関してパートナーに支払われるべき手数料を意味します。

「機密情報」とは、本契約、並びに本契約期間中に一方当事者が他方当事者より提供された又は取得した、書面、視覚又は口頭による全てのコミュニケーション及び情報、その他全ての電子的又はその他の形の素材、及び本契約に基づく義務の履行中に一方当事者が他方当事者より提供された又は取得した全ての情報、レポート、図面、推奨事項、データ又は助言を意味し、また（これらに限らず）その情報源の如何を問わず、一方当事者が提供された又は取得した、他方当事者の、又は Partnerize の場合は Partnerize の関連会社、提携会社、ジョイントベンチャー、広告主若しくは仕事関係者の、営業秘密、顧客、事業上の関係、技術的及び商業的事項に関するあらゆる情報を含むものとします。

「データ保護法制」とは、2018 年データ保護法、規則 2016/679（EU 一般データ保護規則）、電子通信プライバシー指令（2002/58/EC）、2003 年プライバシー及び電子通信（EC 指令）規則（SI 2426/2003）並びに個人データの処理及びプライバシーに関連する全ての適用法令を意味し、該当する場合は情報コミッショナーが発行したガイダンス及び行為準則、並びにこれらを無効にする法律が含まれます。「発効日」とは、2019 年 6 月 7 日を意味します。

「知的財産」とは、登録の有無にかかわらず、世界のいずれかの場所で現在又は将来有効に存在する、特許、意匠権、商標、商号若しくはドメイン名、電子メールアドレス、著作権（字体の配置、Web サイト又はソフトウェアに対する権利を含む）、上記のいずれかの登録申請又は上記のいずれかを登録申請する権利、上記のいずれかに対する又は基づくライセンス、発明、ノウハウ、営業秘密及びその他の機密情報に対する権利、データベースに対する権利、その他あらゆる知的財産権を意味します。

「リンク」とは、パートナーサイトに実装するために Partnerize がパートナーに提供するリンクで、ユーザーがクリックした際に次のことを識別するものを意味します。

- (a) ユーザーがパートナーによって紹介されたこと
- (b) ユーザーが参加しているキャンペーン

「マルウェア」とは、コンピューターシステムに損害を与えるため、又はコンピューター若しくはモバイル機器の運用を妨害するために開発されたソフトウェアプログラムを意味します。

「両当事者」とは、パートナー及び Partnerize を意味し、「当事者」はそのいずれかを意味します。

「個人データ」とは、データ保護法制で定義される意味での個人データを意味します。

「パートナー・ガイドライン」とは、本契約の附則で定めるガイドラインを意味します。

「プラットフォーム」とは、www.partnerize.com の URL（又は Partnerize が適宜通知するその他の URL）からアクセス可能な、Partnerize のパフォーマンス・マーケティング技術及びレポーティングのためのインターフェースを意味します。

「紹介」とは、キャンペーンの一環としてパートナーが広告主にユーザーを紹介又は参照することを意味し、承認済みトランザクションにつながる可能性があります。

「本サービス」とは、Partnerize がパートナーにプラットフォームへのアクセスを提供することを意味します。

「パートナーサイト」とは、ユーザーを広告主に紹介するために設計された、若しくはユーザーを広告主に紹介することを意図したパートナーの Web サイト、ブログ、フォーラム、バウチャーコード、電子メールリストその他の仕組みを意味します。

「契約期間」とは、発効日に始まり、契約終了の日まで継続する、本契約の期間を意味します。

「トランザクション」とは、本サービスの一環として記録される、ユーザーに対する広告主の商品若しくはサービスの販売若しくは提供、又は該当するキャンペーン利用規約で定義される広告主の商品若しくはサービスに関する紹介、参照、若しくはその他のユーザーのインタラクションを意味します。

「非倫理的行為」とは、附則第 1 条に定める意味を有するものとします。

「ユーザー」とは、広告主の商品又はサービスに関して、購入、申込み、問い合わせその他の行為をする個人消費者を意味します。

附則 パートナー・ガイドライン

1. 各パートナーは Partnerize に対し、詐欺的、非倫理的若しくは非合法的な行為、Partnerize、広告主、ユーザーにとって不透明若しくは最善の利益とならない行為、又は本契約、本サービス若しくは本契約で定める支払い条件を意図的に若しくは意図せず悪用若しくは回避する行為（「非倫理的行為」という）に関与しないことを保証するものとします。非倫理的行為の例としては、次のような行為が挙げられます（これらに限定されません）。

1.1. パートナーのために金銭的利益を生み出す目的で、不適切なソフトウェア（サードパーティ製か否かを問わない）を使用すること。

1.2. Partnerize や広告主の事前承認を得ることなく、有料検索、又はキーワードをベースとしたその他の第三者広告システムにおいて、法的に保護されたキーワードに入札すること。

1.3. ユーザーの誤解を招くような方法で、又はユーザーが自らの行為の帰結を完全に理解しないままリンクをクリックする誘因が存在するような場所に、リンクを実装すること。例えば、後にパート

ナーのリンクの所有者の売上となる可能性のある Cookie を有効にすること（「強制クリック」）、又はその他不誠実な形で広告主へのリンクを発生させること、若しくは有効にすること。

1.4 迷惑メールによる広告宣伝

1.5. パートナーのリンクに対するクリック操作を偽装し、その結果、ユーザーの端末に Cookie が保存され、それが後に当該パートナーの売上につながるようにすること。

1.6 名誉棄損、中傷、猥褻、ポルノ、侮辱、詐欺又は法律違反のコンテンツを含むコンテンツをパートナーサイト上で宣伝、配布又はその他の方法で公開すること。

2. 本条の規定は、そのパートナーサイトに電子メールリストが含まれるパートナー（以下、「Eメールパートナー」という）に適用されます。Eメールパートナーは、以下の義務を負うものとします。

2.1 当該リストの作成、提供及び運用にあたっては、データ保護関連その他の適用される法律に従うこと。

2.2. 広告主に代わってユーザーに広告宣伝メールを送信する前に、Partnerize の承認を得ること。

2.3. Partnerize の要請に応じて、Eメールパートナーが使用を提案している広告宣伝メールのサンプルを速やかに提供すること。

2.4. Partnerize の要請に応じて、電子メールアドレスのリスト又はデータベースの出所及び入手先に関する完全なる開示を速やかに行うこと。この開示には、それらが適切に購入又はライセンス供与されたことの十分な証拠、その購入先又はライセンス供与者の詳細情報、並びにそれらがデータ保護関連その他の適用法に従って作成、提供及び運用されたことを証明する詳細情報の提供が含まれます。

3. 各パートナーは、プラットフォーム及びキャンペーンへのアクセス管理に使用されるログイン情報、パートナーリンク及びその他のデータの機密性を保護及び維持し、パートナーの知らないうちに第三者がパートナーの情報を変更できないよう万全を期すものとします。

4. 各パートナーは、プラットフォームを通じた登録プロセスの一環として、トランザクションのトラッキングに使用する URL を明示する必要があります（以下、「認定 URL」という）。Partnerize は、認定 URL 以外を経由して成立したトランザクションを無視し、それらに関するコミッションの支払いを留保することができます。パートナーは、プラットフォームを通じて適宜 URL を追加又は変更することができますが、かかる URL は、Partnerize により認定 URL と認められてはじめて運用可能となります。

5. Partnerize は、パートナーが自らのパートナーサイトをどこでどのように広告宣伝しているかを示す情報を、パートナーに適宜要求することができ、パートナーは、当該情報を Partnerize に速やかに提供するものとします。

6. パートナー又はユーザーが、紹介手段を確認するテクノロジーを無効にするよう自らのシステムを設定した場合、Partnerize はそのユーザーを、いかなるパートナーの紹介も受けていないものとして取り扱うものとします。

7. プラットフォーム内の情報は全て、常に完全かつ正確である必要があります。Partnerize は、パートナーの身元の証明をいつでも要求する権利を留保します。パートナーが Partnerize の指定する期間内にこれを提供しない場合、Partnerize は直ちに通知を行うことにより本契約を解除することができます。

Apple Services 広告主規約

プログラム規約

本プログラム規約及び Partnerize の利用規約（以下、総称して「本契約」という）は、Apple Services Performance Partners プログラム（「アフィリエイトプログラム」とも呼ばれる）（以下、「本プログラム」という）に参加するパートナー向けの利用条件を定めるものです。

パートナーは、本プログラムの参加者になることで、以下のプログラム規約に従うことにも同意するものとします。

Apple Inc.又はその該当する関連法人（以下、総称して「Apple」という）は、本契約の第三受益者となります。

本プログラムへの参加

パートナーが本契約を読み、これに同意すると、パートナーの登録フォーム及び該当する Web サイト、アプリケーション、サービス（以下、それぞれを「パートナー資産」という）の評価が行われ、パートナー資産の本プログラムへの参加が承認された場合は、パートナーに通知されます。パートナーの本プログラムへの参加が承認され、その後パートナー資産が不適切と（Apple の単独の裁量により）判断された場合、パートナーの本プログラムへの参加は終了となる可能性があり、直ちにその効果が生じます。本契約は、本プログラムへの参加についてのみ適用されます。

不適切なパートナー資産の例としては、次のようなものが挙げられます。

- 性表現が露骨な素材を含むもの
- ヘイト、暴力、攻撃的なコンテンツを含むもの
- 人種、性別、宗教、国籍、障害、性的指向、言語、政治的意見、哲学的信条又は年齢に基づく差別を助長するもの
- 「スパイウェア」「アドウェア」又はスパムを目的としたものを含め、違法行為を助長し、又はその他の形で適用法に違反するもの
- Apple の Web サイトその他の資産（例：Apple Music、iTunes Store、App Store、Apple Books Store、Mac App Store）からテキストや画像のスクレイピングを行うこと等を含め、知的財産権を侵害するもの
- 訪問者に対してオンラインプライバシーポリシーを明示していないもの
- クリックを促したり、トラフィックを発生させたりするために、誤解を招く又は詐欺的な手段を利用しているもの
- ドメイン名に Apple の商標が含まれるもの
- その他攻撃的又は不適切と考えられるもの

諸条件

1. プログラム規約

1.1. Partnerize は、認定リンク（定義は後述）に誘導する一定の広告サービスの対価として、本プログラムの参加者に一定のコミッションを支払うオファーをパートナー管理エリアに掲載することができます。かかるオファーがパートナー管理エリアを介して作成された場合、その条件は「プログラム規約」の一部とみなされるものとします。

1.2. パートナーが本プログラムへの参加を認められた場合、パートナーの本プログラムへの参加は Partnerize によってトラッキングされ、本契約が適用されるものとします。Partnerize 利用規約と本プログラム規約との間に齟齬がある場合は、本プログラム規約が適用されるものとします。

1.3. Partnerize 又は Apple は、通知の有無にかかわらず、いつでも (a) パートナーのプログラムへの参加又は本契約のいずれかの要素を変更、停止又は終了でき、(b) Partnerize 又は Apple によりパートナー管理エリアを介して送信された任意のロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス、テキストリンク、コード、画像、写真、データフィード、テキストコピー、グラフィック又はバナー広告（以下、「クリエイティブ」という）を削除、変更又は修正できるものとします。パートナーは、いずれかのクリエイティブの削除、変更又は修正の要請があった場合、速やかにこれを実施することに同意するものとします。

1.4 パートナーがパートナー管理エリアを通じて本プログラムに参加した場合、Partnerize は、理由の如何を問わず、通知により直ちにこの参加を終了させることができます。

2.1. パートナーは、曲、ミュージックビデオ、アルバムアート、アプリのアイコンのプレビュー等、本プログラムを通じて提供される特定の販促用コンテンツ（以下、「販促用コンテンツ」という）を、販促用コンテンツの対象を広告宣伝する目的又は関連サービスに組み込む目的で 사용할ことができます。ただし、販促用コンテンツは次の条件を満たす必要があります。(i) 販促用コンテンツの対象となるコンテンツを宣伝するページにのみ置かれていること。(ii) 本プログラムを通じて提供される適切な Apple 承認済みの Web 用バッジ（以下、「バッジ」という）に近接していること。バッジは、消費者が販促対象コンテンツを購入できる各国ごとの該当するストア（以下、各々又は総称を「ストア」という）内のページへの直接リンクとして機能します。(iii) 販促用コンテンツに曲又はミュージックビデオのプレビューが含まれる場合は、その販促用コンテンツが Apple の厚意により提供されていることを示す帰属表示「provided courtesy of Apple」を含めること。(iv) 販促用コンテンツに曲又はミュージックビデオのプレビューが含まれる場合は、ストリーミングのみを行い、ダウンロード、保存、キャッシュ又はビデオとの同期を行わないこと。(v) 販促目的以外の、独立したエンターテインメント性のあるものに使用しないこと。(vi) その他の製品又はサービスの販促に使用しないこと。(vii) パートナーによる当該コンテンツの使用が、パートナー資産にアクセス可能な全ての国における広告に関する言語要件等、適用される全ての法、制定法、条例又は規制に準拠していること。パートナー資産の対象国、又はパートナー資産にアクセス可能な国（以下、総称して「対象国」といいます）に関して、パートナーは、本プログラムを通じて利用可能な当該対象国向けの販促用コンテンツのみを選択し、使用するものとします。

2.2. パートナー又はその他の第三者により生成された、(i) プログラム規約で指定された認定リンク（本契約にて定義）が組み込まれたコンテンツ、又は(ii) 販促用コンテンツを宣伝するコンテンツ（以下、「パートナー提供クリエイティブ」という）をはじめ、パートナーが本プログラムを通じて提供されたものでない宣伝用コンテンツやクリエイティブをパートナー資産上で表示する場合、当該パートナー提供クリエイティブは、適切なバッジに近接している必要があります。「認定リンク」とは、パートナー管理エリアで指定された通りに特別に構成された URL を使用して、又は Partnerize ネットワークで使用するために Apple より提供された Apple がサポートする API を使用して、パートナーのパートナー資産からストアに顧客を誘導するリンクのことをいいます。

2.3. パートナーは、販促用コンテンツ、クリエイティブ又はパートナー提供クリエイティブに関連して請求を受け取った場合、直ちにこれを Apple に転送し、要請に応じて、当該コンテンツをパートナー資産から直ちに削除するものとします。

3. 高度なリンクツールの使用

パートナーからの要請及び Apple の承認があった場合、Partnerize は、Enterprise Partner Feed（以下、「EPF」という）や検索 API 等、パートナーがストアへのリンクに関連して使用するための特定のツール（以下、総称して「高度なリンクツール」という）へのアクセス権を提供することがあります。本プログラム規約に従うことを条件として、Partnerize はパートナーに対し、本プログラムへの参加に関連してストアへのリンクを生成する目的に限り、EPF を通じて提供されるデータを使用、複製、変更及び再配布するための個人的かつ非独占的で譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスを付与するものとします。プログラム規約に明示的な記載がある場合を除き、EPF 又はその他の高度なリンクツールに対する上記以外の権利又はライセンスが、明示的にも黙示的にも、本契約において Partnerize より付与されることはありません。

4. パートナーの責任

4.1. パートナーは、認定リンクを使用して、パートナー資産をストア内のエリアにリンクさせるものとします。パートナーは、本プログラム規約に従い、パートナー資産上にストアへの認定リンクをいくつでも掲載することができます。パートナーがパートナー資産上で認定 URL と併せて使用するリンクには、ストア上の 1 つ又は複数の商品又はサービスの購入以外を目的とした行動喚起（call to action）を一切含めることができないものとします。例えば、リンクに、ストア内で製品レビューを読む、又は作成するための行動喚起を含めることはできないものとします。パートナー資産上のリンクの位置、突出度及び性質は、本プログラム規約及びパートナー・アイデンティティ・ガイドライン（<http://www.apple.com/itunes/link/>）に定める要件に準拠する必要があるが、これらは随時更新される可能性があるが、要件が指定されていない場合は、パートナーの裁量に委ねられるものとします。パートナーは、適切なグラフィックが適切な URL と共に使用され、当該 URL が該当するストアの正しいエリアにリンクしていることを確認する必要があります。パートナーは、Partnerize の要請があった場合、ストアへの URL リンクを速やかに削除するものとします。

4.2. パートナーは、Apple 又は Apple の指定代理店の明示的な承認なしに、Apple の商標又はサービスマークとなっている検索語句又はキーワードに入札できないものとします。これには、当該キーワードが Apple の商標又はサービスマーク（Apple、Apple Music、iTunes、App Store、Apple

Books Store、Mac App Store、iMac、Apple Store、Mac、MacBook、iPod、iPhone 等。Apple の商標の一覧については、Apple の Web サイト参照：

<http://www.apple.com/legal/trademark/appletmlist.html>) に該当するか、それらを含む、又は混乱を招く程度にそれらと類似している場合に、インターネット検索エンジン、又はその他のディレクトリ若しくは参照サービス（Yahoo 検索マーケティング、Google 等。以下、各々を「検索エンジン」という）がインターネット検索結果を返す、又は表示するために使用する用語が含まれます。パートナーは、本条違反を防ぐために除外キーワードマッチングの採用を義務付けられる場合があります。パートナーは、検索エンジンの一般的な検索語句（MP3、音楽、ビデオ等）に入札することができます。ただし、パートナーの検索語句、掲載商品・サービスのタイトル及び説明、並びにパートナー資産のコンテンツが、Apple の単独の裁量により、Apple 又は第三者の著作権その他の権利を侵害しないと判断されること、又は広告を表示する検索エンジンのサービス規約に違反しないことを条件とします。

4.3. パートナーは、高度なリンクツールの使用方法として認められている場合を除き、任意のストア又は Apple サイトからコンテンツを引き出す機械的手段を用いることはできません。かかる手段には、プログラムによるクロール、ダウンロード、表示、スクレイピング等が含まれます。

4.4. パートナーは、本プログラム規約で明示的に許可されている場合を除き、Apple、ストア若しくは Apple サイト、Apple の製品若しくはサービス、又は Apple のサイトポリシーに関していかなる表明、保証又はその他の発言も行わないものとします。

4.5. パートナーは、Partnerize 又は Apple に対し、認定リンクの不具合や本プログラムへの参加に関するその他の問題を通知する責任を負います。

4.6. パートナーは、パートナー資産上で、次の各号に該当する、グラフィック画像、ロゴ、テキストコピー、エディトリアルコピー、プレスリリース、マーク等のコンテンツを提示又は使用しないものとします。(i) 当該コンテンツが Apple により作成若しくはその他の形で提供されていること、又は Apple の見解若しくは意見を表明していることを示唆すると解釈され得るもの。(ii) 誤解を生む、中傷的、名誉を毀損する、猥褻、若しくはその他の形で好ましくないもの。(iii) Apple 又は第三者の権利を侵害する、損なう、希釈する、又は害するもの。(iv) Apple に言及しながら Apple 以外の会社の商品名又はサービス名の一部として使用されているもの。(v) 上記以外の、プログラム規約のいずれかの条項又は法律のいずれかの条項と矛盾する形で使用されているもの。

4.7. パートナーは、Apple、ストア又は Apple サイトを宣伝するために、欺瞞的なソフトウェアのダウンロードやコンピューターの設定行為に関与しないものとします。禁止されている欺瞞的行為には、ユーザーの知らないうちにソフトウェアをインストールする行為、ユーザーのホームページをユーザーの許可なしに変更する行為、又は意図された通りにインストールされない若しくは動作しないダウンロード型のソフトウェアを提供する行為等が含まれます。

4.8. パートナーは、Apple の書面による事前承認なしに、Apple を広告宣伝のスポンサーとして掲載又は言及しないものとします。

5. リンク

5.1. パートナーは、リンクの正常な機能を確認するためのテストの実施について単独で責任を負うものとします。リンクが機能しない場合、又は正しく設定されていない場合、Partnerize、Apple 又は認定第三者ベンダーのいずれも責任を負わないものとします。

5.2. パートナーは、正常な機能を確保するため、全てのリンクを監視するものとします。これには、テストの実施及びリンクの最新のデータベースの整備が含まれます。

5.3. パートナーは、Apple から受け取るリンクに一切変更を加えないものとします。ただし、パートナーの特定のキャンペーンを識別するために Apple より提供されるパラメーターの値については、当該パラメーターにユーザーレベル又はデバイスレベルの識別子（IDFA、Android ID、パブリッシャートラッキング ID、クリック ID、その他特定のユーザー又はデバイスを識別するデータ等）が含まれないようにすることを条件に、変更することができます。

6. コミッション

6.1. パートナーは、ストアの顧客（以下、「顧客」という）がセッション（定義は後述）中に本プログラム規約の対象となっているコミッション対象商品又はサービスを購入した場合において、当該顧客が認定リンク（定義は後述）を介してストアにアクセスし、当該商品又はサービスを購入したときは、パートナー管理エリアに掲載されたオファー内で指定されたコミッションを獲得するものとします。本プログラムの下でコミッションの対象となる商品及びサービスのリストは、パートナー管理エリアで確認することができます。コミッションの対象となる商品及びサービスは、Apple の単独の裁量により予告なく変更される場合があり、パートナーは、コミッション対象商品及びサービスの最新リストを毎日確認するものとします。Apple 又は Partnerize のいずれも、コミッション対象外のサービスや商品、又は対象外の売上（商品又はサービスが許可された以外の目的で購入された場合を含む）について、コミッションを支払う責任を負わないものとします。

6.2. 「セッション」とは、顧客がパートナーのパートナー資産から認定リンクを通じて最初にストアを訪れた時点（以下、「最初のコンタクト」という）に始まり、(i) 最初のコンタクトから 24 時間後、(ii) 同じ顧客がその後別のパブリッシャーリンクを通じて任意のストアを訪れた時点、(iii) 顧客が自身のデバイス又はコンピューターから Cookie を削除した時点、(iv) 適用されるプログラム規約の期限切れ又は終了までのうち、最も早い時点までの期間をいう。なお、認定リンクにストアでの商品又はサービスの購入以外を目的とする行動喚起が含まれる場合、その認定リンクは存在しないものとし、パートナーは、顧客のデバイス又はコンピューターで Cookie が有効化されていない限り、セッションが開始されないことを確認するものとします。

6.3. パートナーは、顧客によってなされた全ての注文の処理について Apple が単独で権利と責任を有することを確認し、これに同意するものとします。パートナーは、顧客への販売に関する契約は、全て Apple と顧客間のものであることを確認するものとします。

6.4. 販売が認定リンクを介してなされたものであるか、またコミッションの支払い義務があるかどうかについての判断は Apple が行い、その判断はパートナー及び Partnerize の双方にとって最終的

なものであり、拘束力を有するものとします。Partnerize と Apple との関係において、商品及びサービスの価格は、Apple 又はコンテンツの販売者（該当する場合）が単独の裁量により設定するものとします。

6.5. パートナーが(i) 本契約に違反している、(ii) Cookie スタッフィング、クローキング若しくは強制的なポップアップの表示等の誤解を招く行為若しくは詐欺的行為に関与している、又は(iii) 本契約の下でのパートナーの行為について Apple 又は Partnerize が実施する調査に関して非協力的若しくは欺瞞的であると Partnerize 又は Apple が判断する場合、パートナーはコミッションを獲得する権利を有せず、（Partnerize から要請があった場合、又は Apple から Partnerize に要請があった場合）すでに支払われたコミッションを払い戻すものとします。

7. 所有権とライセンス

7.1. パートナー、Partnerize 及び Apple は、それぞれが個別に、自らの名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス、著作権及び独自技術についての全ての権利、権原及び利益を所有し、保持するものとします。これには、現在使用されている、又は将来使用若しくは開発される、名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス、著作権、独自技術等が含まれます。

7.2. Partnerize は、Apple により許可された場合、本プログラムに関連してパートナーのパートナー資産からストアへのリンクを作成する目的に限り、パートナー管理エリアに掲載される名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス及び独自技術を使用、複製及び送信するための、取り消し可能で非独占的な、全世界対象のライセンスをパートナーに付与するものとします。本プログラム規約で明示的に規定されているか、適用法により許可されている場合を除き、パートナーがそれらをコピー、配布、変更、リバースエンジニアリングしたり、それらから二次的著作物を作成したりすることはできません。パートナーが Apple の名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレスを使用する結果として生じる評判等の目に見えない価値（グッドウィル）は、Apple の利益のためにのみに効力を生じるものであり、パートナーに帰属すべき何らかの権利、権原、又は利益を生むものではありません。パートナーは、これらを使用するための上記ライセンスをサブライセンス、譲渡又は移転してはならず、そうしたサブライセンス、譲渡又は移転の試みは無効となります。パートナーは、適用法の下で知的財産権のライセンス供与の登録が義務付けられる範囲内で、知的財産権のライセンス供与について規定する各々のライセンス契約又はその他の契約を提出し、関係当局に登録するものとします。

7.3. パートナーは、パートナー管理エリアに掲載されているクリエイティブのみを、本プログラムとの関連においてのみ使用できるものとします。クリエイティブは、ストアでコンテンツを宣伝する目的に限って使用されるものとします。パートナーによるクリエイティブの使用は、パートナー・アイデンティティ・ガイドライン（<http://www.apple.com/itunes/link/>）に準拠するものとし、このガイドラインは随時変更されることがあります。パートナーは、Apple 又はその製品若しくはサービスを貶める、又はそれらに固有の品質に対する評判を損なう行為と関連する形でクリエイティブを使用しないものとします。他のサイトに掲載されている、他の電子メール若しくは他のソース内で見いだされる、何らかの形で操作されている、又はパートナー管理エリア以外の手段か

ら得られる、クリエイティブ又はコンテンツを使用することは認められていません。パートナーが本条項を完全に遵守しない場合、Apple はコミッションの支払いを留保すること、直ちに Partnerize に本契約を終了させること、パートナーを本プログラムから直ちに除外するよう Partnerize に要求すること、又は法律若しくは衡平法で利用可能なその他の救済を利用することができるものとします。

7.4. パートナーが第 7.2 項及び第 7.3 項に従い名称、ロゴ、商標、サービスマーク及びトレードドレスを使用する場合は、パートナーの名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス、製品又はパートナー資産の名称よりも、明らかに控えめな表示にする必要があります。パートナーは、Apple とパートナーとの間に、本契約で定める取り決め以上の関係性又は提携があるという印象を生み出したり、生み出そうとしたりしないものとします。

7.5. パートナーは、常にそのサービスの品質を Partnerize 及び Apple にとって満足いく水準に維持するものとします。Partnerize 及び Apple は、本契約に関連するパートナーの行為を調査する権利を常に有するものとします。

7.6. パートナーは、本プログラムへの参加を終了した時点で、Apple の名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス、独自技術及びその他のクリエイティブの使用を直ちに停止するものとします。

7.7. パートナーは、パートナーにより送信されたグラフィック又はバナー広告を、共同ブランディングの目的に限り、又は Apple のサイトからパートナーのパートナー資産へのリターンリンクとしてのみ、使用、複製及び送信するための非独占的で全世界的を対象とした、ロイヤリティフリーのライセンスをサブライセンスの権利付きで Partnerize に付与するものとします。Partnerize は、パートナーの要請があった場合、当該グラフィック又はバナー広告を Apple が確実に削除するよう万全を期すものとします。

8. 守秘義務

8.1. 本プログラム規約に別段の定めがあるか、Apple の書面による事前同意がある場合を除き、パートナーは、本プログラム規約の条項、Apple の事業及び財務に関する情報、顧客リスト、価格設定及び販売に関する情報等を含め、全ての情報が厳秘扱いとされること、また直接的にも間接的にも、パートナー自身の事業上の目的やその他の目的に利用してはならないことに同意するものとします。上記の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、パートナーは当該情報の写しを交付することができるものとします。(a) 裁判所命令又は（適用法により裁判所命令が求められない場合に）行政機関による命令に従う場合、(b) 自らの会計士、弁護士又はその他の代理人に対して秘密扱いで行われる場合、(c) その他適用される法、規則、規制又は法的手続きで義務付けられている場合。ただし、パートナーがかかる開示の前に当該要件を Apple に通知し、当該情報の保護的扱いを確保するために合理的な措置を講じることを条件とします。

8.2. パートナーは、Apple が収集する、Apple のサイトを訪問する顧客（認定リンクを通じて Apple のサイトにアクセスする顧客を含むが、これらに限定されない）の全ての名前、住所及びその他の識別情報（以下、「顧客データ」という）についての全ての権利、権原及び利益を Apple が所有

し、保持すること、並びにパートナーが当該顧客データを使用する権利を有しないことを確認し、これに同意するものとします。

9. プライバシー

9.1. パートナーは、Apple の書面による明示的な事前同意がない限り、Apple、Apple の製品、サービス、Web サイト又はオファーを広告又は宣伝する電子メールを直接又は間接的に送信してはならず、毎回必ず、電子メールの最終的な内容について Apple からの承認を得る必要があります。ただし、当該電子メールに含まれる広告又は宣伝の形態が認定リンクの掲載にとどまる場合、そうした Apple の同意は不要です。パートナーの電子メールは、パートナーの電子メールの送信に適用される現地の法律（例えば、米国の 2003 年 CAN-SPAM 法）に準拠している必要があります。

9.2. パートナーが、Apple の名称、製品若しくはサービス、Web サイトアドレス、メタタグ又はその他の種類の識別子が含まれる電子メール又はその他の形態の電子的メッセージ、広告、若しくはその他の宣伝を目的としたコミュニケーションを受信者に送信する場合、受信者が当該コミュニケーションをパートナーから受信することに直接同意しているか、パートナーが当該コミュニケーションを送信することが法的に認められるような取引関係がパートナーと受信者の間に予め存在している必要があります。さらに、パートナーは、当該コミュニケーションの受信者がフリーダイヤルに電話し、又は「unsubscribe（購読中止）」の電子メールをパートナーに送信することで、パートナーからのさらなるコミュニケーションを「オプトアウト」できるようにすることに同意するものとします。

10. 終了

10.1. パートナーがパートナー管理エリア又は本契約を通じて本プログラムに参加した場合、Partnerize は、理由の如何を問わず、パートナーに通知することにより参加を終了させることができ、直ちにその効果が生じるものとします。例えば、(i) 本契約の遵守に負の影響を与える技術上又は運営上の問題（例：オンライン技術やインターネット技術により引き起こされる中断、又はこれらの技術における変化）があると Apple が判断し、又は(ii) パートナーが誤解を招くような行為若しくは詐欺的な行為に関与していると Apple が疑念を持ち、参加の終了を要請するような場合もその理由に含まれます。さらに、パートナーが本契約の条項若しくは条件に対する重大な違反を犯した場合、又はパートナーが不実表示や本契約の条項違反により詐欺的にコミッションを発生させようと試みた場合、Partnerize は直ちにパートナーの参加を停止又は終了させることができるものとします。その場合、Partnerize は、詐欺、違反又は不実表示が疑われる行為についての調査が行われる間、コミッションの支払いを差し控える権利を留保します。本契約が終了した場合、残存する本プログラム規約も全て終了するものとします。ただし、争いのない金額について支払いを受ける権利、請求権、及び契約終了後の存続が予定されている条項は全て、本契約の終了後も存続するものとします。

10.2. 本契約は、パートナーが本契約の条項を承諾し、パートナーの本プログラムへの申込みが承認された時点で開始し、本契約の規定に従い終了するものとします。

10.3. パートナーは、本契約が終了した場合、適用法に基づく個々の権利及び義務について、当該適用法が本契約の終了に関して裁判の判決を義務付けている限りにおいて、当該権利及び義務を放棄し、無効とすることに明示的に同意するものとします。

11. 表明

11.1. パートナー及び Partnerize は、相手方に対し、本プログラム規約を締結し、そこに定められた義務を履行する権限を有し、本規約において付与されるライセンスを付与するための十分な権利を有することを表明するものとします。

11.2. パートナーは、次のことを表明するものとします。(a) パートナー資産（該当する場合）のコンテンツが(i) Apple 又は第三者の著作権、特許、商標、営業秘密若しくはその他の所有権、又はパブリシティ権若しくはプライバシー権を侵害しないこと、(ii) 適用される法、制定法、条例又は規則に違反しないこと、(iii) 名誉を毀損する、又は誹謗中傷的な素材を含まないこと、(iv) 猥褻、ポルノ、卑猥な素材を含まないこと、(v) 不正競争、差別禁止、虚偽広告に関する法律に違反しないこと、(vi) 暴力を助長せず、ヘイトスピーチを含まないこと、(vii) ウイルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾又はその他これらに類する有害なプログラミングルーチンを含まないこと。また、(b) パートナーがプライバシーポリシーを定め、これを遵守しており、当該プライバシーポリシーがパートナー資産（該当する場合）上に目立つように、適用されるプライバシー関連の法律に従って表示されていること。

11.3. Partnerize 及び Apple はいずれも、適用法により認められる最大限の範囲内で、販促用コンテンツ、高度なリンクツール、クリエイティブ、バッジ、及び Apple により若しくは Apple のために直接若しくは間接的に提供されるその他の素材若しくは技術に関して、又はそれらを単独で若しくはパートナーの素材と組み合わせて使用若しくは運用することに関して、非侵害性、商品性、特定目的への適合性についての黙示の保証等も含め、明示又は黙示の保証を一切行わないものとします。かかる販促用コンテンツ、高度なリンクツール、クリエイティブ、バッジ及びその他の素材又は技術は全て、「現状のまま」「利用可能な範囲」で提供され、Partnerize 及び Apple は、これらがパートナーの要件を満たすこと、使用若しくは運用（該当する場合）が中断されずエラーが発生しないこと、全ての不具合が是正されること、

又はいずれかの製品、ソフトウェア若しくはサービスと互換性があることを保証しないものとします。Partnerize 若しくは Apple、又は Partnerize 若しくは Apple の正式な代表者により与えられる口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、保証を成立させるものではありません。

12. 補償

パートナーは、本契約におけるいずれかの表明又は義務に対する違反又は違反の申立て等を含め、第三者により申し立てられた本プログラム又は本契約に起因するあらゆる責任、請求、損失、損害、権利侵害又は支出（合理的な弁護士費用を含む）について、Apple 並びにその関連会社、取締役、役員、従業員及び代理人を補償し、免責し、Apple の要請があった場合はこれを防御することに同意するものとします。パートナーは、要請があった場合、かかる申立てに対する防御又は和解

を掌るものとします。ただし、パートナーが Apple の利益に反する立場をとらないこと、またかかる弁護又は和解について Apple に意味のある相談をすることを条件とします。Apple は、自らの費用負担で、自ら選んだ弁護士を利用してかかる申立てに対する防御に参加する権利、また単独の裁量により、自らの費用負担でかかる申立てを解決する権利を有するものとします。

13. 責任の制限

Partnerize 又は Apple は、適用法により認められる最大限の範囲で、本プログラム又は本契約から何らかの形で生じる直接損害、特別損害、間接損害、付随的損害又は派生的損害（代替商品若しくはサービスの調達、使用不能損害、データの喪失若しくは利益の喪失、又は事業の中断等を含む）について、その原因の如何を問わず、またそれが契約、違法行為若しくは不法行為（過失を含む）、厳格責任又はその他のいずれの理論に基づくかにかかわらず、たとえ Partnerize 又は Apple がかかる損害の可能性について知らされていたとしても、いかなる場合にも一切責任を負わないものとします。

14. 雑則

14.1. パートナー及び Partnerize は、独立した契約者として行動し、いかなる点においても、相手方に義務を課したり、拘束したりする権限を持たないものとします。本契約のいかなる規定も、Apple とパートナーとの間に何らかの種類のパートナーシップ若しくはジョイントベンチャーを形成すること、又は Apple 若しくはパートナーのいずれかに相手方の代理人として行動する権限を与えることを意図しておらず、又はそのような効果を生み出すものではなく、Apple 又はパートナーのいずれも、いかなる形でも（何らかの表明や保証を行うこと、何らかの義務や責任を引き受けること、又は何らかの権利や権限を行使すること等を含む）、相手方の名前で若しくは相手方の代理で行為をする権限、又はその他の形で相手方を拘束する権限を持たないものとします。特に、より具体的な例として、パートナーは、(a) Apple の代理人として行為をしてはならず、また Apple の商品若しくはサービスの見込み顧客に対して注文を求めたり、表明を行ったりする権限を持たないものとし、(b) いかなる場合も、Apple の代理で行為をしたり、何らかの手段で Apple に義務を負わせたりしてはならず、(c) 上記(a)、(b)各号の制限事項を第三者に対して明らかにするものとします。

14.2. Partnerize は、パートナー管理エリアに変更通知又は新しい契約を掲載し、パートナー管理エリアを通じてパートナーに変更を通知することで、又はその後両当事者間で書面により合意することを通じて、いつでも単独の裁量により、本契約に含まれる任意の条件を変更できるものとします。パートナーが変更を承諾できない場合、本契約を終了することが唯一の救済手段となります。Apple がパートナー管理エリアに変更通知又は新しい契約を掲載した後、パートナーが継続して本プログラムに参加した場合、該当する変更又は新しい契約の拘束力を承諾したものとみなされます。

14.3. パートナー及び Partnerize は、Apple が第三受益者であり、本契約に基づく権利を取得し、1999 年契約（第三者の権利）法に従って本契約の条項の遵守を強制する権利があることに同意するものとします。

14.4. 適用法で特に義務付けられている場合を除き、本プログラム規約は、イングランド及びウェールズの法律に従って作成されたものであり、これに従って解釈、執行されるものとし、本契約から生じる全ての紛争について、イングランドの裁判所が専属的管轄権を有するものとし、パートナーは、当該裁判所の専属的管轄権に同意し、郵便による送達又は手続きを認めることに同意するとともに、その他の場合に利用できる管轄権又は裁判地に関する抗弁を放棄するものとし、Apple に対する通知は、書留郵便で Performance Partner Program, Apple Services Marketing, 1 Infinite Loop 302-1KM, Cupertino, California 95014 宛に送付し、その写し 1 通を Apple Inc. Legal Department, Internet Software and Services, 1 Infinite Loop MS: 169-4ISM, Cupertino, CA 95014 宛に送付するものとし、

14.5. 本契約への同意は複数の副本をもってなされる場合があり、その各々が一体となり同一の法律文書を構成するものとし、パートナーおよび Partnerize は、契約の締結が両者にとって都合のよい任意の形式でなされることに同意するものとし、パートナーは、パートナー管理エリア又は要求された場合は指定された Apple のサイトにおいて本契約の条件の受諾を求められた場合、その意思表示を行うことにより、条件の受諾を表明するものとし、

14.6. 本契約の条項は、それぞれが独立、分離しており、何らかの理由で 1 つ又は複数の他の条項が全体的又は部分的に無効又は執行不能である可能性があったとしても、そうした事実の影響を受けず、無効又は執行不能とはならないものとし、